

前 子 施

令和4年3月7日

保 護 者 各 位

前橋市長 山 本 龍

( 公 印 省 略 )

まん延防止等重点措置（第5弾）の適用に伴う幼児教育・保育の対応について（通知）

平素から本市の児童福祉行政にご理解・ご協力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、既にご承知のとおり、本市を含む地域での群馬県のまん延防止等重点措置の適用期間が令和4年3月7日（月）から3月21日（月）まで延長されました。

これまでの間、本市の保育関係施設でも感染者が発生し、保育の提供に多大な影響が出ている状況ではありますが、施設ではこれまで同様に感染防止対策を徹底しながら、通常保育を行うことを基本としています。

しかしながら、保育現場での感染状況は未だ看過できないものであることから、各ご家庭の状況に応じて、引き続き登園時間の短縮や家庭保育を検討していただきますよう、お願いします。

保護者の皆様にはご不便等をおかけしているところではありますが、改めて下記の留意点をご確認いただき、感染拡大防止へご理解とご協力をお願い申し上げます。

(子育て施設課施設管理係・施設指導係)

## 記

### 1 児童の登園をお控えいただく場合（自粛の徹底）

- (1) 児童本人に発熱や咳・鼻水などの呼吸器症状がある場合
- (2) 児童本人が感染の疑い等によりPCR検査等を受検した場合
- (3) 児童本人が濃厚接触者等候補者となった場合

※児童本人の保護者、または同居家族等に風邪様症状がある場合や、感染の疑いによりPCR検査等を受検した場合も可能な限り家庭保育にご協力ください。

※ご家庭において上記(1)～(3)の状況が発生しましたら、速やかに在籍する施設にご連絡をお願いします。

### 2 新型コロナウイルス感染症発生時における休園等の対応等について

まん延防止等重点措置の適用期間において、施設の関係者に新型コロナウイルス

感染症の発生があった場合は、感染の発生状況に応じて施設全体や一部クラスの休園要請を行います。

また、まん延防止等重点措置（第5弾）の適用の期間（令和4年3月7日から令和4年3月21日までの間）に開始する一部クラスの休園要請を行う場合には、併せて、休園の対象クラスではない児童についても、登園の自粛を要請します。

なお、休園の期間において、登園しなかった日数分（登園の自粛をした日数を含む）の3号認定こどもの保育料は日割りで計算します。

一方、休園中も必要な家庭に保育が提供されるように、感染の影響が無いと判断できる児童を対象に、施設に希望保育の実施を依頼します。

<問い合わせ先>

前橋市 子育て施設課

施設管理係・施設指導係

TEL 027-220-5705・027-220-5706